

## 農地法第3条許可申請書の添付書類等について（個人の場合）

	必要書類	必要部数	備 考
★必ず必要な書類			
1	許可申請書	1部	
2	申請土地の土地登記簿謄本	1部（原本）	・ 法務局発行（全部事項証明書） ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
◆譲受人（借受人）が小布施町外在住の場合			
3	住民票（謄本）	1部（原本）	・ 発行日から3ヶ月以内のもの
4	誓約書	1部	
◆場合により必要となる書類			
5	営農計画書	1部	町内で初めて耕作権を取得の場合
6	住民票等	1部	相続登記が未完了の場合 ・ 相続関係図 ・ 戸籍・除籍謄本（原本） ・ 遺産分割協議書の写し等
			譲渡人（貸付人）の住所が登記簿の記載と異なる場合 ・ 登記上の住所から現住所までの異動が確認できる住民票、戸籍附票等
7	土地所有者の同意書	1部	賃借権等に基づき耕作を行う者がその農地の賃借権等を移転する場合
8	仮登記権利者、抵当権者の同意書	1部	所有権以外の権利（仮登記、抵当権等）が設定されている場合
9	委任状	1部	代理の方が申請する場合

※ 上記以外の書類が必要になる場合があります。

申請書は毎月15日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに必要書類を添付して提出してください。

※ 主な許可基準は以下のとおりです。

- ・ 取得予定の農地と既存の所有地・借受地のすべてについて自ら耕作すると認められる場合（既存の農地に不耕作地・違反転用地等がない。）
- ・ 所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員が農作業に年間150日以上従事すると認められる場合
- ・ 所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員の農業経営の状況（機械の所有状況・経営作目等）、その住所地から農地までの距離・通作のための交通事情等から効率的に利用できると認められる場合
- ・ 周辺にある農地の利用状況との調和

申請書受付から許可までの標準処理期間 約30日

お問合せ先 小布施町農業委員会事務局  
（小布施町役場産業振興課内）  
TEL 026-214-9115 FAX 026-247-3113  
E-mail nougyou@town.obuse.nagano.jp